

Title	経済時事評論
Sub Title	
Author	安川, 貞三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.8 (1918. 8) ,p.1160(132)- 1172(144)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180801-0132

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

保證發行ならざるが故に一分二厘五毛の發行税を納むるを要せざればなり。是れ即ち日銀が其割引歩合を低位に維持し能ふ第二の理由なりとす。

更に資金の需用、俄然激増して金融の逼迫を誘致せんか、市場に於ける割引歩合及び貸付歩合は奔騰することあり。是れ吾人が往々月末並に年末に於て、且つ企業熱又は投機熱の盛んなるときに於て目撃するの現象なりとす。而して割引歩合及び貸付歩合の騰貴が一時的現象に非ずして、多少永續するの傾向を示さんか、預金利子も亦自ら夫れに連れて引上げらるゝの性質を有せるも、我日本銀行の如く制限外發行の特権を與へられたる發券銀行は此制度を利用して金融界の窮迫を緩和す可ければ、市場割引及貸付歩合奔騰の氣勢挫折され、且つ之を通じて預金利子歩合の引上も沮止せらるゝこと尠から

以上説述せる事情に基き、預金利子歩合は中央銀行の割引歩合に依りて制限せらるゝものなりとす。(第三節未完)

經濟時事評論

安 川 貞 二

米價調節の理由如何 昨年以來我國民の常食たる米穀代價の騰貴するや世論は囂々として此が調節の急務を説き、政府亦其必要を認めて此が爲めに各種の政策を連發し爾來全く此が爲めに忙殺せられてゐる有様である。我國に於て一時米價調節の必要の存したことは疑ない所であるけれども而も世論が今日尙米價の調節を以て必要缺く可からざる所なりとし、仲小路大臣の如き亦大言となつて此に没頭してゐるに到つて

は吾人此に對し多少の疑なき能はざるものである。今同米價問題を論ずる者は直ちに「米價調節の必要なるに就ては今日何人も異論のなき所」となし以て調節の必要を自明の前提となすの常である。而して其の理由に就ては何等示す所がない。斯くの如きは是れ彼等が米價の絶對數の騰貴を以て直ちに生活難の原因なりと速斷なすに基くものであつて決して正鵠を得たるものと云ふことは出來ない。誠に吾人の知る限りに於て眞實米價調節の根據を統計上又は學理的基礎に基きて説明を下したるものあるを知らない。果して米價調節の必要はしかくアプリアリのものとして取扱つて差支へないものであらうか吾人は之を肯定するに苦しむものである。是吾人として本文を草せしむるに到つた主たる動機である。尤も此點に就ては吾人は既に本誌六月號に於て一般物價騰貴と生活難との關係を論ずる

に際して今日大多數の人士に生活難の存在せざる理由を述べたが其後の事實は幸にして我輩の此の所論を裏書しつゝあるものゝやうである。然るに世論は今日尙米價の調節策を宛も一大事の如く絶叫して已まないのである。然り而して既に上述の如く所論の前提に於て異なる以上は今日の米價の昂騰に對する對策も亦自ら異なるざるを得ないのである。而して是等二點は正に余輩が本論に於て説かんとする主旨をなすものである。而して是れ實に此の論じ盡くされたるの觀ある古き問題を新たに捕へた所以である。政府調節策の失敗 昨年米價の騰貴以來我政府の試みたる此が調節策は可成の多數に上ぼつてゐる。今試みに其主なるものを擧げんか、かの有名なる暴利取締令を始めとして定期標準米の格下げ、米穀輸出の禁止、定期取引に於ける當中限取引の停止、農民の賣借を戒告する件に

關する訓令、外米管理令並びに此中に規定せられたる在庫米の強制調査の如き是である。而して此等従來政府の採り來りたる政策及び努力を通観して何人にも容易に認識し得らるゝものは米價騰貴の原因に關する當局政府の意見である。換言すれば政府が近來の米價騰貴を以て不自然の現象となし以て其主因を米穀商人の投機的買占及び賣惜みに歸した一事である。而して當局者が今日尙此見解を持することは最近に於ける其行動に徴して充分之を知ることが出来るのである。勿論商人の投機が代價形成に影響を及ぼすことあるは明白なる事實であつて、之を絶對的に否認するものはあるまい。然れども米穀商人がかゝる投機的賣惜み又は買占の行爲に出づるのは既に先づ其根底に於て商人をしてかかる行動に出でしむる原因の存在するが故である。此根本的原因を削除せずして獨り其結果た

る買占め賣惜みを取締らんとするも到底不可能の事たるや論を俟たないのである。而して此理由は既に一般輿論の是認し一致した處であるのみならず尙又事實が明かに此を證明して來たのである。見よ我仲小路大臣の誠意ある大童の大活動も昨年來の米價の昂騰を抑制すること能はずして全然無効に終り事實は却つて反對に漸騰を續けて來たではないか。

輿論の迂愚 然らば眞の米價の調節策は何ぞやと云ふに世人は曰く、代價は需要供給の如何に依つて決せらるゝものである。今日米價の騰貴は投機に助長せられたる傾向もあるが、而も其根本原因は供給の不足にある、故に米價の根本的調節策は之を米の供給の増加に俟つの外なし」として茲に外米の輸入並びに分配過程の完備を要求した。而して投機の取締りによりて其効果を見る能はざりし政府も亦茲に於て供給増

加の方策に出でた、かの外米管理令並びに米穀の運送に對し鐵道貨車及び船腹の利用に就て優先權を附與したるが如き則ち是である。然らばかかる米穀供給の増加によりて果して其効果を全ふしたるやと云ふに事實は全く政府及び識者の期待を裏切つてゐるのである、見る可し今日既に正米は三十圓を突破してゐるではないか。七月二十日の定期當限亦之れに格下げを加算すれば優に三十圓を超過して正にかの二三ヶ月前に於ける一部投機師の豫想を適中させたのである。

然らば此等の調節策が其効を奏せざりし理由如何と云ふに吾人の見る所を以てすれば此種の政策及び一般人士の考は既に其根底に於て誤つてゐるが故に外ならないのである。則ち彼等は米價の絶對數の高さを見て直ちに生活難の原因なりと速断し以て米價の調節策の必要を絶叫し

或は外米の消費多かる可しと信じたのである。何を以て然りとすか是れ吾人の次に説かんとする所である。

米價騰貴の真相 今日米價を左右する根本的原因が我當局者の信するが如き買占賣惜みでないことは明かな事實であるけれども、さりとて又世俗の考ふるが如き需要供給によつても説明することは出来ないのである。即ち俗人は動もすれば需要供給を以て單に數量的關係を示すものと速断し、而して代價が貨幣代價たるの事實を屢々忘却してゐるのである。思ふに今日の代價の眞相なるものは決して單に賣主の提供する貨物の數量及び買主の欲求する貨物の數量の如何によつて充分に説明せらるゝものでなく、尙又賣主及買主が各其對價たる貨幣に對する主觀的評價の如何によつて甚だしく左右せらるゝものであることに注意しなければならぬ。故に

貨幣所得の少なき時の勞働者が出すを惜しむしも一圓も所得多きに到れば一圓以上を仕拂つて毫も惜しまないのである。明治二十年頃一石七圓の米が今日其三倍たる二十一圓になりたりとて毫も怪むを要しない。斯の如きは今日の米穀に對する需要供給の側に於ける數量關係が二十年代と同一なりとするも國民の貨幣所得にして増大せんか當然發生す可き現象であつて何等の不思議はないのである。而してかの代價てふ客觀的事實其物は國民の主觀的感情の片影だも現はすものではないのであつて、代價が三倍になりたりとて生活難を來せりとなすが如きは嗤ふ可きの沙汰と云はなければならぬ。此を以て見ればかの米價騰貴の一事を以て直ちに生活難を信ずるが如き將た又米の正當なる代價を一石十八圓なりとして常に之を標準とせんが如きは蓋し甚だしき誤謬と云はざるを得ない。吾人の見

る所を以てすれば少なくとも昨年かの政府が暴利取締令を發したる當時の米價の如きは全く時局に伴ふ國民の所得の増加せる結果に外ならなると信ずるのである。蓋し時局の爲めに種々輸出の増進した結果は米の生産者と消費者兩方面に於ける各自の資力を甚だしく増進させた。

俗論嗤ふ可し 則ち(一)農産物特に生絲、茶の輸出増進並びに次いで起りし各種農産物の代價の騰貴は農家特に大地主の貨幣的所得及び資産を著るしく増大したのであつて、其結果は又甚だしく彼等の貨幣に對する主觀的評價を低下したのである。茲に於てか農家は急に其所_有米を金に代ふる必要はなくなり。其賣腰は甚だ強くなり、僅かの金には目をくれなくなつたのであるこれをかの大正の初め農村疲弊の聲高かりし頃農民が金の必要に迫られて其所有米を賣急ぎ益々其代價を低落せしめた時に比すれば

誠に隔世の感があるのである。當局者の抑壓を試みて已まざる農家の賣情は斯の如き經濟上の自然の成行であつて又實に供給の一要素をなすものである。然るに政府及び世俗が米價は需要供給によつて決せらるゝものにして此結果生ずる代價は自然的のものにして干渉す可き限りに非らずと云ひながら、一方にその供給の一要素たる農家の貨幣に對する態度に干渉壓迫を加へんとするは是れ正に供給を以て數量關係を示す概念なりとなす俗論に囚はれたものであつて其迂愚實に嘲殺に値ひするものである。斯くの如く生産者の貨幣に對する主觀的評價の低下して賣腰の強くなるものある一方に

米價は低廉也 (二)時局の爲め輸出工業及び機械工業の昌隆は著るしく勞働者の所得を増大し貨幣に對する主觀的評價は此處にも著るしく低下した。茲に於てか新たに米を常食とするも

の多く生じ、又從來より米を常食とせるものにとりては此が爲めに米價の騰貴を來たすも事實の上に何等の苦痛を生ぜざるに到つた。固より主觀的評價の低き貨幣を以て支拂ひ得るに到りたるが故に外ならぬ。換言すれば彼等の所得に比し米價は尙低廉であつたのである。而して此事實は吾人之を統計の上より證明することが出来るのである。

論より證據 則ち明治四十年より暴利取締令の發布せられし昨大正七年に到る間に於ける勞働者の所得の増加率及び米價の騰貴率を見んか容易に之を知ることが出来る。今便宜の爲め左に之を表示する。備考(以下東洋經濟新報社發行經濟年鑑による。表中勞働者の賃銀とあるは東京に於ける和服、洋服各仕立職、下駄職、靴職、菓子製造職、大工、左官、瓦葺、船大工、疊刺職、車製造職、活版職、日雇人夫の十三職

業の平均賃金を示したものである。尤も茲に十三職の平均を以てしたるは簡を選びたる結果にして正當を缺ぐの觀なきに非ざるも、而も事實に於ては和服と車製造職を除けば何れも約三割以上の増加を示しをるのみならず米價も亦平均によりたるものを示すを以て甚だしき不正確に陥ることなしと信ず。

労働者一日の平均賃銀額	一ヶ年に於ける平均米價	一ヶ年中に於ける最高米價
明治四十年 七、七三厘	一六、四二錢	一七、八〇錢
大正 六年 一〇、五三厘	一九、八二	二四、七〇
増 加 率 三割六分二厘	二割強	三割八分

思ふに斯くの如く労働者の所得が三割六分の騰貴を來した場合に於て労働者の各消費項目の代價の總てが之と同一の割合を以て騰貴する限りは労働者の實際賃銀は同一であつて毫も以前に比して生活難を來たす謂れはないのである。従つて米も亦三割六分増加する限りは少なくとも

も米の爲めに労働者が生活難を來した謂はないのである。然るにかの暴利取締令で騒いだ昨年の平均米價は遙かに賃銀増加率の下にあるのではないか。尤も其最高時の米價は稍々前者の上に出づるけれども而も米價の最高時にあるは一ヶ年中の極めて一少部分に過ぎざるのみならず猶又茲に一日の賃銀と云へるは労働者一ヶ月の所得の三十分の一に相當するものでないか。昨年の如き好景氣に際しては一ヶ月中に労働者の働く日若くは一日の労働時間は増加するの常である。若し假りに一ヶ月中に一日餘計に働き又は一ヶ月の超過労働時間に對し一日分の割増賃銀を受けたとすれば賃銀の増加割合は四割餘となるのであつて此場合には米價が二十六圓七十七錢になつて始めて同一の割合に到達するものである。

米價三十圓尙高きに非ず 然るに以上吾人が

比較を試みたる明治四十年は米價の比較的低かりし年である。今之を大正二年に比較すれば更に明かに之を知ることが出来る。

労働者一日の平均賃銀	一ヶ年に於ける平均米價	一ヶ年中に於ける最高米價
大正二年 八、六四厘	二一、四四錢	二二、八〇錢
大正六年 一〇、五三	一九、八一	二四、七〇
増 加 率 二割二分三厘△八分二厘(減)	八分三厘	

則ち昨年の賃銀は大正二年に比して二割二分三厘の増加を來してゐるが、米價は僅かに八分三厘の増加しか見ないのである。是を以て見れば米價は平均二十七圓八十錢となつて差支へない譯である。況んや大正一年の米價が二十四圓九十錢となつた時に比すれば若他の消費増加の割合が同じとすれば平均三十圓四十五錢二厘となつてよいわけである。して見れば今日の米の三十圓は決して之を高しと云ふことは出来ないのである。或は他の貨物にして此の所得増加の

割合以上に出でたるものがあるが故に米に對して割合相當の増加代價を支拂ふ能はずとせば此は寧ろ其物の代價を調節することを正當であつて其尻を米價に持つて來るのは見當違の沙汰である而して農家は自ら當然此の所得増加の割合を要求するの權利を有してゐるのである。若し政府が此の所得増加の割合に相當する代價をも要求する自由を農家に與へないとせば、それこそ眞に文字通りに農民の負擔に於て商工業者を保護しつゝあるものと云はれても辯解の辭はないのである。此故に若し今日眞に米價調節の必要ありとなさば既に數年の昔に於てなす可き筈であつたのである。然るに當時何等の聲を擧げずして今日當局並びに世論の急に大騒を始めたるは是れ蓋し大正三年四年に於て十圓乃至十二三圓なりし米價が僅々二三年を経過したる今日二倍三倍となつた結果であつて其騰貴のしかく急激

なりし爲めと一は彼等が一方に労働者の所得の増加を無視したが故に外ならないのであつてかくは大騒を演ずるに到つたのである。

外米の不賣行は當然也 斯くの如く從來の米價が所得の増加率以下にありし爲め多數の國民は時局以前よりも遙に有裕となつたのである。かの比較的中流以下の貯蓄機關たる郵便貯金の僅々三ヶ年にして二倍餘に上ぼつたが如き最も明かなる此が證據ではないか。此時に際して國民に粗悪なる外米を食へと奨励したとて其の效果のある可き筈はないのである。現に余輩の聞く所によれば(尤も場所により相違あれども)外米を繼續的に使用するものは米商の得意中百分の一内外に過ぎないのであつて、それすらも内國米に一部分を混するに過ぎないと云ふことである。而して一升買をなすものすら尙内國米を購ふと云ふに到つては最早や生活難の問題で

はなくして實は奢侈の問題なのである。

生活難か奢侈か 現に七月二十一日時事新報の夕刊紙上に仲小路農相の談として載する所は此邊の消息を明かにするものあるか故に左に其一節を轉載する。

「米が暴騰して困ると騒ぎながら、どしどし入つて來てゐる外國米を食はずに徒に口を奢つて内國米許りを望むと云ふのは一體皆が悪いよ。暴騰つて困るなら何故多少まづくても外米を食はぬだらう。口は奢りたいし値は安くありたいと云ふても今の時としては夫りや蟲が好過ぎる(中略)此際何よりも先づ皆に外米を食つて貰ふことが切な希望だ。」

仲小路農相の此話は又余輩の以上の所説を確むるものであつて彼は正に問ふに落ちず語るに落ちたものである。政府及び一般輿論は米價の三十圓を以て國民生活上の一大危機なりとして

かくては調節に大騒してゐる一方には仲小路農相は口が奢つて皆が悪いと云つて國民の贅澤を咎めてゐるのである。則ち一方に生活難を口にしつゝ他方に贅澤を咎めてゐるのである。

然るに此兩者は正に矛盾せる状態をなすものであつて其一を主張して論を進め策を施す者は他の一方を口にす可き筈のものではないのである。我當局がかゝる見易き矛盾を口にして怪しまないのである。米價に對する徹底的意見の存せざることを告白したものと云はなければならぬ。吾人を以て見れば外米の管理令は既に一部國民の生活難を救済して餘りあるのである。木綿や外國米が存在するにも拘はらず吾に絹物、内國米を與へずと號して暴動を起すものがあらうか。もし起すものありとせばそれは政府の罪に非ずして國民の奢侈である。而してそれは正に國內大多數の排斥する所である。事實に於て今日國民の大

多數が世活難を訴へてある事はないのである。

杞憂せられたる米價の三十圓が今日事實の上に到來しても國民は案外平氣である。騒ぐのは新聞紙と農商務省とである。國民が今日尙外國米を食せずして高き内國米を消費せんとするのは是れ明かに彼等の消費力の増進を示すものに外ならないのである。此點に關してかの七月十九日大藏省より發表したりと傳へられたる物價騰貴の原因を見るに貨物の方面に於けるものとして冒頭第一に産業の振興と消費力の増進に基く貨物需要の増加を挙げ且つ通貨膨脹の原因として更に亦此事實を擧げてゐる。此大藏省の意見は農商務省の物價騰貴に關する意見よりも正に一頭地を抜けるものと云つてよいのである。

恐る可し奢侈の風潮 以是觀是今日の米價の騰貴は國民の消費力増加の結果である。既に外米の管理令ある以上は恐る可きは國民の生活難

でなくして奢侈の風潮である。一升買しても外米を食ふとせぬ國民の風潮である。而して此の風潮たるや時局の齎らした副産物であつて更に成金によつて培養せられ、助長せられたる所である。今や歐洲各交戦國の國民は粗衣粗食に甘んじて、消費を極度に制限して奮勵努力到らざるなき時に獨り我國民は東洋の邊陲にありて太平の夢を貪ぼり奢の限りを盡してゐるのである。此の戦争によつて涵養せられたる歐洲國民の堅忍不拔の精神と質素、儉約の習慣とは將來の國民鬭争に於ける大なる基礎を造りつゝあるものであつて、此を思ふ時吾人は我國運の將來に對し眞に憂慮に堪えないのである。此等の精神習慣の將來に及ばず影響に就ては暫らく度外に置くも、我國に於て今日の如く熾烈なる國民の奢侈、贅澤の風潮は經濟上少なくとも三個の弊害を今日現に醸成しつゝあるのである。即ち國內の

物價を騰貴せしめ、外國品を需要するによりて生ずる輸入貿易の増進は其一である。物價騰貴の結果輸出貿易を阻止するに到るは其二である。而して此等二種の影響は今日現に我國の貿易表上に表はれた所である。最後に之がために貨車及び船腹を塞ぎて必要品の運輸の圓滑を缺かしむるは其三である。而も我國民は尙歡樂の夢に酔ふて覺めぬ。

食糧品の節約 今や歐洲各國が何れも日常の消費を節約しつゝあることは驚く可きものがある。則ち其國民の食糧品の消費に對して極度の制限を加へ、多くの食品に就ては強制的の量り食ひを實行しつゝあるのは既に世間周知の事實である。而も其量たるや極めて輕少にして吾人の想像の外に出づるものがある。今假りに砂糖に就て見んか佛蘭西、伊太利に於ける一人一ヶ月の砂糖消費量は僅かに平均十七オンスに過ぎ

ないのであつて、之をかの米國に於て食糧監理官が砂糖を節約に努力しつゝ猶且つ其一人一ヶ月の消費は百オンス以上に上ぼつてゐるのに比較せんか、又以て消費節約や如何なる度に達してゐるかを知ることが出来るのである。肉の如き亦比例に漏れないのであつて米國が一週一人五十オンスを消費するに英國人は骨込み二十オンスに限られてをり而も後者は家禽、獵獸を含んでゐるのである。然らば米國は豊富なりやと云ふに決して左に非ず、食糧監理官の設けられて以來盛んに節約運動を始め一週一日のミートレスデーは二日となりて、其上にポルクレッズデーの加はり。更に砂糖、脂肪の節約運動、小麦一週一封度半の制限行はれ、尙裕福にして他の食品を購入し得るものに對しては新收穫に到る迄小麦を使用するなからんことを以つてしてゐるのである。斯くの如く世界到る處に食糧品

の節約行はれ其消費に對し制限を加へつゝあるにも拘はらず獨り我國に於ては只一つの消費制限の實施せらるゝものないのみならず、國民は更に進んで食好みをなして贅を盡してゐるのである。曩日我國に御渡航相成りしコンノート殿下は御歸國に際して御滞在中の御所感を述べられて「其御滞在二十日間に於て御攝取せられたる食物の量が英國民一人の一ヶ年分の糧食に相當する」と仰せられたのである。果して我國民は此御言葉を拜聽して如何の思をなせしか。畏多き事ながら此語は或る意味に於て我國の贅澤を諷して、吾人をして顔色なからしむるものがあるのである。

米價問題は奢侈問題 事茲に至れば米價問題は今や生活難の問題ではなくして、一個の奢侈問題である。吾人は我當局者が此の國家多事の秋に際して贅に驕る此國民に一大鐵槌を下さん

ことを希望して已まないものである。而して此方策には二つある。

- (一) 自然的節約強要法
- (二) 人爲的節約強制法

則ち此である。茲に人爲的節約獎勵法と云へるは代價騰貴の事實を指すものである。蓋し國民奢れば物價の騰貴するのは當然であつて、而して此物價の騰貴は再び國民をして節約を餘儀なくせしむるに至るものである。正に天の配劑其宜しきを得たものと云はなければならぬ。此點から見れば今日の内國米の騰貴は外米管理令の運用宜しき以上は之を自然に放任して毫も差支へないものであつて、今日當局が此の騰貴を抑制せんとするが如き却つて此の天の配劑を無視して益々國民の奢侈を助長しつゝあるものと云はなければならぬのである。斯くの如くんば他日必ずや天の應報を受くるに到るを覺悟しなけ

ればならぬ。然り、若し此の自然的制限法による時は富者のみ利して不公正の措置となすものあらば國家は宜しく法律を以て第二の節約強制の方法に出づ可きである。此方法には種々ある食物の最高代價を決定して其分配を配付切付の制にするが如き純内地米の販賣を禁止して内米混合米の販賣を強制する如き、將た或は酒造を禁止するが如き是である。若此の方法にして實行せられんか米價の調節は期して待つ可きである。何れにしても吾人は當局の米價に關する意見政策の常に不徹底なるを惜しむものである。

理財學會々報

理財學會例會七月一日午後二時理財材料研究室に於て開催す高城教授の利子歩合に關する講演ありて後茶話會に移り歡談裡に午後四時過散會せり當日暑氣甚だしく來會者極めて少數なりき

茶話會出席者高城教授、向井助教、三年幹事廣瀬、神戶、會員尹、二年幹事中津、青木、古内、奥井、一年幹事里見、横田、中野、吉田

尙當日ケットリノ教授の講演ある筈なりしも同氏病氣不參の爲其機を得ざりき

前號(第十二卷第七號)目次(大正七年七月號)

論 說

- ◎英國戰時の食糧問題と農業政策(上) 法學博士 堀江 歸一
- ◎十七世紀の英國に於ける利子論争(其の六) 慶應義塾大學教授 高橋誠一郎
- ◎近史上に於ける企業家の地位(三) 慶應義塾大學教授 阿部 秀助

雜 錄

- ◎會計學とは何ぞや 慶應義塾大學教授 三邊 金藏
- ◎戦争と信用通貨並に財政(三) 法學博士 堀江 歸一
- ◎銀價に關する研究(下) 小林 武男
- ◎獨逸兼營銀行論(下) 大矢地 昇
- ◎利子歩合の平衡(二、完) 高城仙次郎
- ◎渡邊博士の『秘密積立金の推算』を讀みて 池田 龍藏
- ◎經濟時事評論 安川 貞三

附 錄 理財學會々報

編輯主任

下瀬谷四一三 堀江 仙次郎

●●●●●
 一冊定價 金二十八錢 郵税金壹錢五厘
 一ケケ年分 金一圓六十錢 郵 稅 共
 一ケケ年分 金 參 圓

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛
 ●營業に關する用件は發賣元宛
 ●原稿締切期日は發行の前月十日限
 大正七年七月卅一日印刷納本 每月一回一日發行
 大正七年八月一日發行 行

三田學會雜誌
 禁 轉 載
 第二十卷第八號
 編輯兼發行者 石田 新太郎
 東京市麻布區龍土町七十五番地
 印刷者 金子 榮太郎
 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地
 印刷所 金子活版所

發 賣 元 東京市麴町區有樂町一丁目一番地
 初 山 書 店
 振替貯金口座東京二四一七番
 電話本局二二三二番
 ●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所 理財學會